

対策・施策と排出量算定の対象範囲

平成20年10月27日

第二回検討会

1.対策・施策と排出量算定の対象範囲のイメージ

<イメージ>

		施策の対象範囲				排出量算定の対象範囲	域外供給・受入の例	
		域内で需給	域外へ供給・提供	域外から受入	対象範囲		エネルギー	証書等
現行	域内需給、域外から受入、域外に提供している場合	A	B	C	A+B+C	A+B		
検討課題	域外に供給・提供している場合	A	B	-	A+B	?	大規模風力発電・住宅用太陽光発電の売電分・買電分 地域熱供給の域外への供給分・域外からの受入分	グリーン証書、カーボンオフセットなどによる売買分
	域外から受入している場合	A	-	C	A+C	?		
	域内のみで需給している場合	A	-	-	A	A		

第二回検討会

2(1)対策・施策、排出量算定の対象範囲

<対策・施策と排出量算定>

▶実行計画で策定する対策・施策と、その結果生じる温室効果ガス排出量の算定は対象範囲とする範囲が異なる。

<現行>

対策・施策； 域内需給分＋域内外との供給(提供)・受入分の全てが対象。
(域内での排出量に省エネによる削減分も含まれる。また、再生可能エネルギーの域内発生量はそのまま削減効果としてカウント。)

排出量算定； 域内需給分に加え、域外への供給(提供)分が対象。
(国内排出量取引、グリーン証書、カーボンオフセットなどによる域外からの受入分はカウントしていない。)

第二回検討会

2(2)対策・施策、排出量算定の対象範囲

<検討課題>

▶域内における対策・施策により発生した省エネルギーによる削減分、再生可能エネルギーの一部は、エネルギーとして、あるいはCO2排出量削減価値として域外と取引されることが想定される。この域間移動分を、どのように扱うか。

▶また、ある地方公共団体の対策・施策が、企業のサプライチェーンの見直しを通じた域外の削減効果を生む場合があるが、このように対策・施策の効果が他の地域へ影響する事態に対して、考え方をどのように整理すべきか。

第二回検討会